

三木市社会福祉協議会

第2次基盤強化計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度



三木市社会福祉協議会

はじめに

この度、三木市社会福祉協議会では、第4次地域福祉活動計画と第2次基盤強化計画を策定しました。両計画をもとに令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間、住民の皆様、三木市をはじめとした関係機関そして関係団体の皆様とともに地域福祉の推進を着実に進めていくことになります。

本会は、地域福祉を担う公益性、公共性のある地域の住民協議体として、会員の皆様のご理解とご参加のもと、地域福祉活動やボランティア活動の推進のほか、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業にも積極的に取り組んでいます。

現在の社会は少子高齢化により人口減少が進む中、それぞれが抱える生活課題が複雑化、多様化しています。また令和2年当初から続く新型コロナウイルス感染症の拡大は社会活動、経済活動に大きな影響をもたらしました。日常生活に制約のある中、この社会変化を契機として、「ニューノーマル（新しい日常）」を意識した工夫を凝らした地域のつながりづくりやボランティア活動が進みつつあります。

今回策定の第4次地域福祉活動計画では、活動理念として「そろそろあなたの出番だよ！市民のチカラで進める福祉のまちづくり」を掲げました。どのような社会状況においても、住民同士が互いを気にかけあう関係づくりや地域づくり、また住民、福祉専門職、行政等のネットワークによる支援体制づくりが大切であると考え、これらを活動目標に掲げ、取り組みを進めてまいります。

第2次基盤強化計画では、組織経営、財務強化、人材確保・育成、介護・生活支援サービスの4つの側面から安定した組織運営を図ってまいります。計画策定の過程で、これまで基本理念として掲げていた「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」を法人理念として定めるとともに、将来の社協のあるべき姿について委員からいただいた意見をまとめ、6つの経営理念を法人理念と合わせて掲げることができました。役職員が法人理念、経営理念を共有し、一丸となって活動を進めてまいります。

最後になりましたが、地域福祉活動計画策定の中心的役割を担い、熱心に議論いただきました策定委員の皆様、アドバイザーとしてお世話になりました兵庫県社会福祉協議会の戸田達男様、また各委員会で貴重なご意見をいただきました委員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和4年3月
社会福祉法人 三木市社会福祉協議会
会長 植田吉則

目次

第2次三木市社会福祉協議会基盤強化計画

はじめに (三木市社会福祉協議会 会長)

第1章 三木市社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会とは	1
2 法人理念	1
3 経営理念	1

第2章 三木市社会福祉協議会基盤強化計画の概要

1 基盤強化計画とは	3
2 地域福祉活動計画との関係性	3

第3章 第2次基盤強化計画

1 5年間の経営目標	4
2 経営戦略（具体的な取り組み）	4
3 理念、目標、戦略の関係性	4
4 基盤強化計画の期間	5
5 基盤強化計画体系図	6
6 経営目標と経営戦略	
(1) 組織経営	8
(2) 財務強化	12
(3) 人材確保・育成	16
(4) 介護・生活支援サービス	20
7 基盤強化計画の推進方法と評価・見直し	24

関係資料

1 社会福祉協議会の機能、事業 (市区町村社協経営指針より)	26
2 第1次基盤強化計画の評価	27
3 基盤強化計画策定要綱	28
4 基盤強化計画の沿革	30
5 第2次基盤強化計画策定の経過	31
6 三木市社協のあゆみと国の動き	32

第1章 三木市社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられています。全国の市区町村単位に設置され、地域の誰もが安心して暮らし続けることが出来る福祉の町づくり（地域福祉活動）を実現するために、地域住民を会員とし構成された公共性の高い民間の社会福祉団体です。

2 法人理念

「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」

自分たちの生活と、その基盤となる地域づくりを進めるのは、住民一人ひとりです。

「住民主体」の考え方とは、地域生活に関することはそこに生活する住民自らが決定し、さまざまな地域資源を活用しながら課題解決をはかる「住民自治」の考え方につながっています。

三木市社協は、市行政が行う「自治」と住民による「自治」の力を合わせ、安定した地域の生活環境づくりの実現を進めます。

※「法人理念」は、三木市社協がどのような地域社会を実現したいかを示したもので

3 経営理念

経営理念は、法人理念の実現のために、どのように事業や活動の展開をすべきか、また、組織の運営を行うべきかを、ゆらぐことのない組織の価値観として、掲げたものです。

三木市社協は

- 一、地域福祉のけん引役を担い続ける
- 一、思いに寄り添い、人や支援がつながる相談機能を充実する
- 一、新たな課題に目を向け、先駆的に取り組む
- 一、安定的に事業を実施し、安心と信頼される基盤を築く
- 一、制度の狭間にある地域生活課題に立ち向かう職員を育てる
- 一、職員が誇りを持って働く場である

三木市社会福祉協議会経営理念

三木市社協は、

一、地域福祉のけん引役を担い続ける

- ・ 地域住民と常に協働し、住民が主体となった福祉のまちづくりを進めます。
- ・ 区域内の福祉関係機関の中核的な役割を担い、行政への提言や地域と事業所をつなぎます。

一、思いに寄り添い、人や支援がつながる相談機能を充実する

- ・ 住民の最も身近な事業所として、地域、住民の相談に寄り添い、支援します。
- ・ 公正、中立的な性格を生かし、関係機関と連携、協働することで、相談の分野や相談者の属性を問わず相談を受ける役割を果たします。

一、新たな課題に目を向け、先駆的に取り組む

- ・ 常に地域の生活課題をとらえ直し、地域住民、関係機関とともに、新たな事業展開を行います。

一、安定的に事業を実施し、安心と信頼される基盤を築く

- ・ 誰もが身近に感じられる場所で、事業を継続的に実施します。
- ・ 安定した事業を実施し、必要な財源確保を進め、確固たる基盤を築きます。

一、制度の狭間にある地域生活課題に立ち向かう職員を育てる

- ・ 誰もが地域社会の一員として、誇りをもって生活できるよう、自立支援、利用者本位の事業やサービスが提供できる職員を育成します。
- ・ 個々が持つ生活課題を、地域の生活課題としてとらえ、解決に向け動ける職員を育成します。

一、職員が誇りを持って働く場である

- ・ 職員一人ひとりが三木市社協の職員であることに誇りをもてる職場づくりを役職員がともに考え、築いていきます。

第2章 基盤強化計画の概要

1 基盤強化計画とは

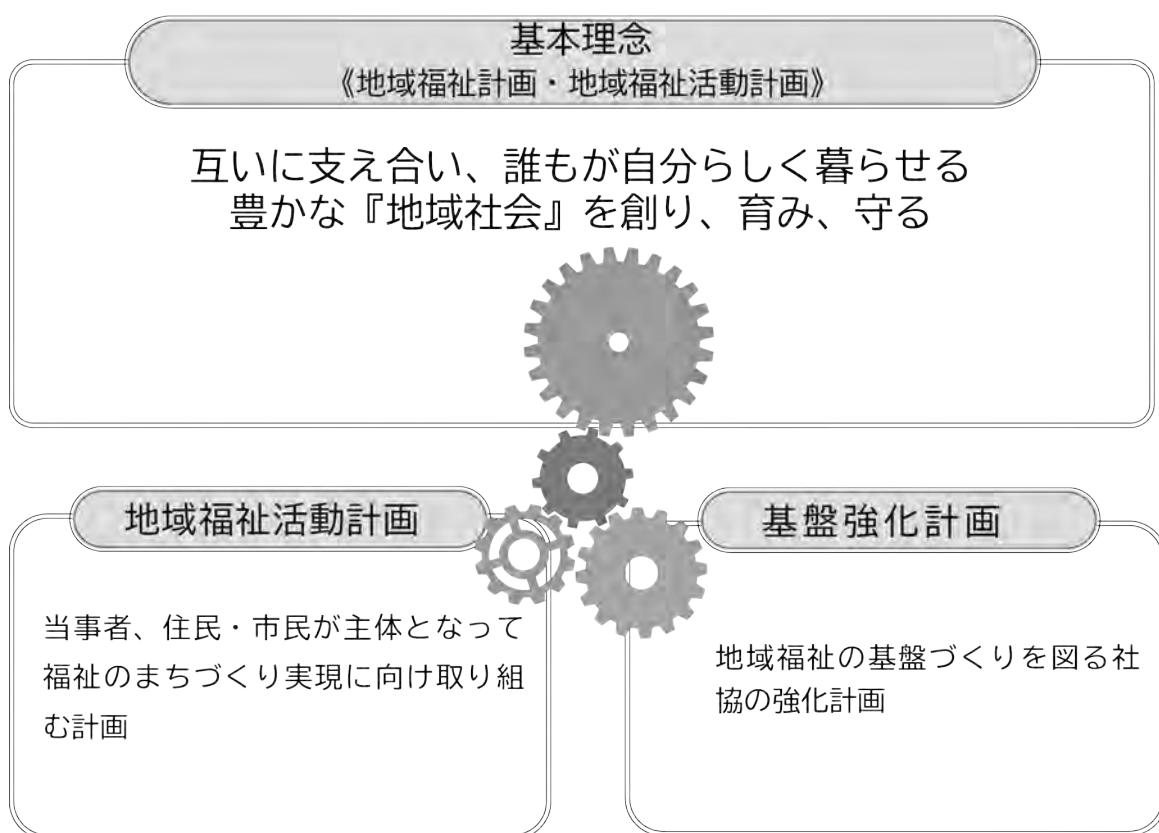
地域福祉活動計画を確実に遂行するためには、将来にわたって安定的な組織経営を継続することが不可欠です。

基盤強化計画は、そのための経営理念に基づいた5か年の目標を明らかにし、実現に向けた組織、事業、財務等の具体的な取り組みを示しています。

また、本計画には、社協の収入の約8割を占める介護、障がい、医療の制度サービス事業の目標も合わせて記載しています。

2 地域福祉活動計画との関係性

地域福祉活動計画は、当事者、住民・市民が主体となって福祉のまちづくりの実現に向けて取り組む計画です。本計画との関係性は下記のとおりです。



第3章 第2次基盤強化計画

本会が地域福祉を推進していくには、法人としての安定的、継続的な経営が不可欠です。

基盤強化計画は、全国社会福祉協議会が作成した「市区町村社協経営指針」を参考にし、特に経営と関係性の深い組織経営、財務強化、人材育成・確保、介護・生活支援サービス部門の4つの部門の計画としています。

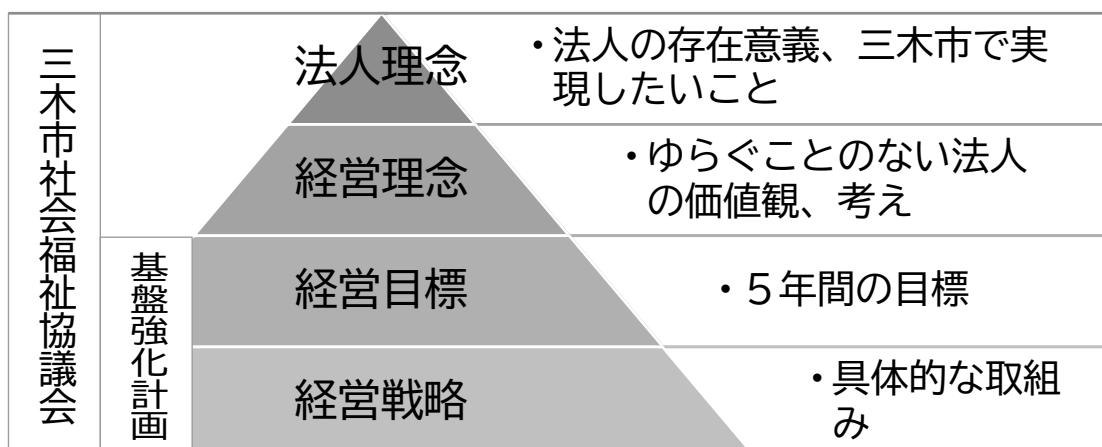
1 5年間の経営目標

経営理念を受け、本計画の策定期間である5年間において、「組織経営」、「財務強化」、「人材育成・確保」、「介護・生活支援サービス」、それぞれの項目ごとに重点的に取り組む目標として設定しています。

2 経営戦略（具体的な取り組み）

目標に到達するため、計画期間の5年間で特に重点的に力を注ぐべき事項に関するどう取り組むかを示しています。

3 理念、目標、戦略の関係性



4 基盤強化計画の期間

基盤強化計画は、令和4（2022）年度～令和8（2026）年度の5か年とします。



経営と運営

社会福祉法人は、戦後の混乱期から現在まで、福祉サービスの中核を担ってきました。一方で戦後、実施されてきた措置制度下においては、行政が社会福祉法人に様々な制約を設けることで、資金を提供できる環境を作り、その資金をもとに社会福祉法人が「運営」されてきました。

この「運営」の財源である補助金や措置制度費は、資金は定員等に基づき、決定され、また、使用の目的も限定されていました。費用を使い切ることがよい「運営」と判断されていたこともあります。

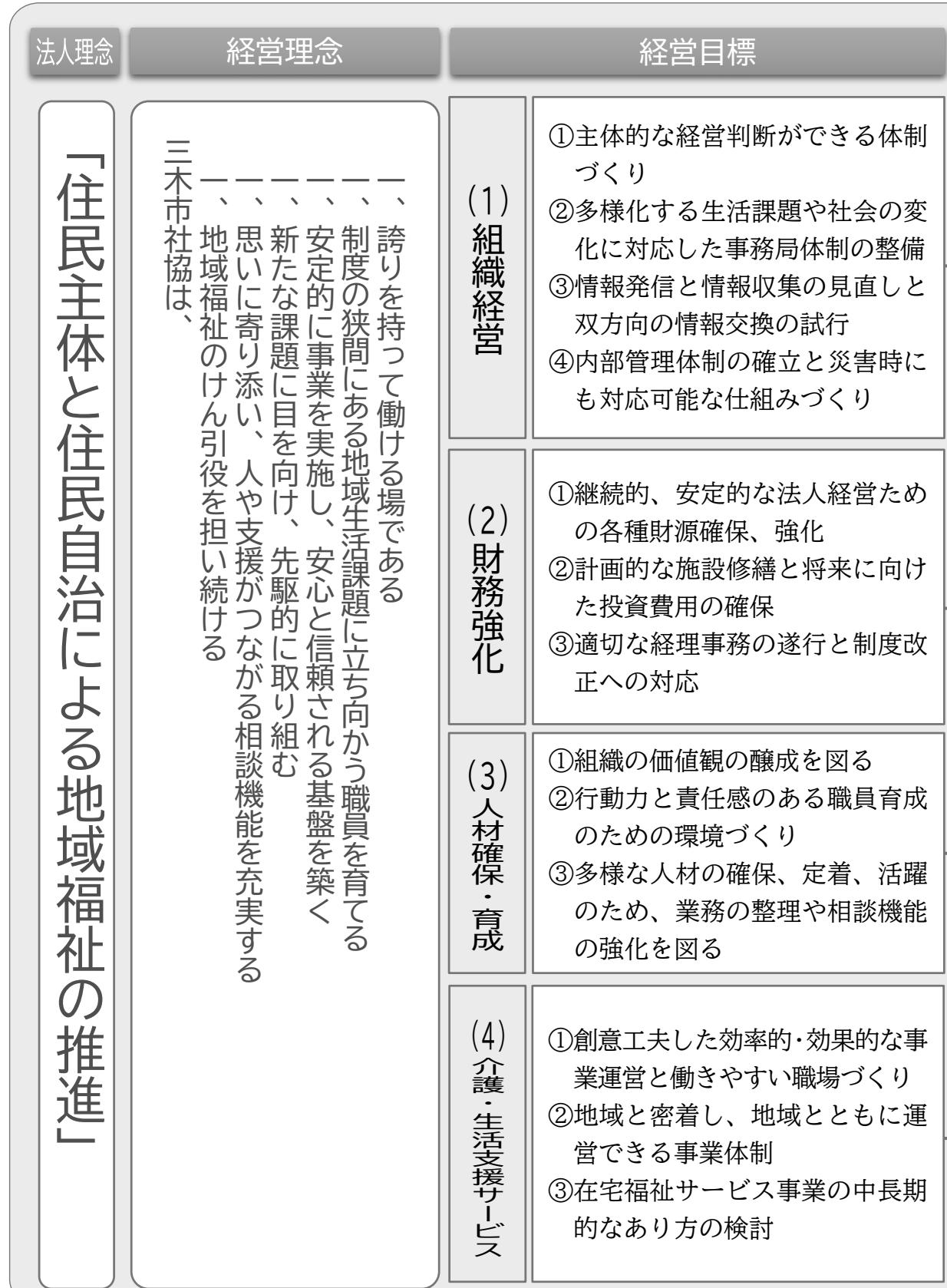
平成12年4月の介護保険制度開始による福祉サービスの契約化や多様な業種の参入などによる競争原理が、福祉分野にも導入されました。社会福祉法人は自らの社会的使命・経営理念を改めて確認するとともに、サービス、組織、財務・コストの観点から、法人組織内部の経営体制を整備し、経営基盤を確立し「経営」していくことが必要となりました。

社会福祉法第24条には社会福祉法人の「経営の原則等」として、「社会福祉法人は（中略）自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」と規定されています。単なる施設の「運営」から事業体の「経営」へと考え方の転換が求められています。

経営・・・組織が目的を達成するため計画的に動くこと。将来を見据え、「ヒト、モノ、力ネ」の経営の三要素をふまえ、組織がどのように動けばよいか、どうすれば達成できるかを考えること。新しい何かを創造する営み。

運営・・・既存の組織の機能を発揮させること。現在ある機能を活用し、行っていくこと。決められた枠内での決定、管理。

5 基盤強化計画体系図



経営戦略

- 経営体制の強化
- 理事会等と各委員会の連携強化
- 立案型、提案型の体制に向けた取り組み
- 事務局体制の見直し
- 拠点等の確保に向けた取り組み
- 情報発信力を高める
- 双方向の情報交換の試行
- 経営体制の整備と見直し
- リスク管理に関する体制
- コンプライアンス管理に関する体制

- 民間財源（会員会費、寄付金、募金等）の確保
- 事業収入財源（在宅福祉、医療サービス等財源）の確保
- 公費財源（補助金、受託金）の確保
- 計画的な施設修繕等の財源の確保
- 将来の投資費用の確保
- 適切な経理事務の遂行
- I C Tを活用した経理事務の効率化
- 制度改正への対応

- 法人理念、経営理念の共有化
- 地域福祉全体を考慮し、主体的に行動できる職員の育成
- 管理職や監督職などリーダー層の育成
- 資質向上の機会づくり
- ダイバーシティ推進への取り組み
- 職員の相談窓口機能の強化とハラスメントの防止

- 効率的で効果的な業務の遂行
- 高い専門性をもつ職員の育成
- 先駆的な取り組みの導入と発信
- 地域とのつながりを深める取り組み
- 三木市的人口推計を見込んだ事業のあり方を検討
- 安定した事業経営の実施

6 経営目標と経営戦略

(1) 組織経営

現状と課題

本会は、平成17年11月に吉川町社協と合併して以降、三木市福祉公社との統合、三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘の運営、地域福祉センター細川の開設など、事業規模は拡大していきました。令和4年4月現在、事業拠点12か所、職員数は約250名、予算規模12億円、県内でも大規模な社会福祉協議会となっています。

地域生活支援課の事業内容の拡大、相談支援への対応が急務となつたため、令和3年度には、相談支援課を設置し、4課制から5課制に変更を行いました。今後、包括的に支援を行う地域共生社会の実現に向け、実施する事業における部署間の連携強化を行うなど、事務局の体制の見直しに引き続き取り組む必要があります。

また、地域福祉の推進にあたっては、各地区に密着した活動が重要です。拠点や各地区との関わり、相談体制をどう維持し、組織を経営していくか、協議していくかなければなりません。

地域生活課題の多様化をはじめとした社会情勢の変化により、本会へ求められる役割も変化し、変化に対応した素早い組織判断も求められるようになっています。今後、経営上の課題に対し、主体的な判断、行動ができる体制を構築し、組織を経営していくことが必要です。

<近年の職員数と事業拠点の推移>

年度	できごと	職員数 (人)	事業拠点 (か所)
平成17	吉川町社協と合併	10	2
平成20	三木市福祉公社と統合	222	10
平成21	はばたきの丘開所	256	11
平成26	地域福祉センター細川開所	260	12
平成30	障害者発達支援センターにじいろへ職員出向	265	12

組織および事務局機構図



— 5年間の経営目標と経営戦略 —

経営目標① 主体的な経営判断ができる体制づくり

経 営 戦 略

経営体制の強化

現在、本会に求められている責務を果たすためには、福祉の専門性だけでなく財務、労務、法務、リスクマネジメント等、経営の専門性による判断が重要である。そのため、本会の重要な職務にある職員の理事への参画を図る。

- ◆事務局長、事務局次長などの理事への参画を検討
- ◆現場の実態を法人運営に反映させるよう施設管理者である職員の理事参画

理事会等と各委員会の連携強化

本会は事業の部門ごとに4つの委員会を設置し、理事、専門家、住民等の参画を得て実施している。委員会は定款において、「法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する」と規定されているため理事会等との連携強化を行う。

- ◆各委員会での議論を執行機関である理事会へ提案や報告する機会を設け、連携強化を図る

立案型、提案型の体制に向けた取り組み

事務局体制の整備と併せて企画機能を強化し、制度の狭間や制度化されていない新しい領域への新規事業の立案や行政、関係機関への提案を行える体制をつくる。

- ◆横断的に組織を管理できる職員の配置（事務局次長など）
- ◆部署間の積極的な連携の機会づくり（計画策定、研修、新規事業の検討など）
- ◆立案、提案につながる職員同士の情報交換会の設置

経営目標② 多様化する地域生活課題や社会の変化に対応した事務局体制の整備

経 営 戦 略

事務局体制の見直し

第1次基盤強化計画中間見直し書で協議を行った地域共生社会の実現に向けた対応や相談体制の強化のため事務局体制を整備する。

- ◆新組織体制への移行
- ◆役職の役割の見直しと適切な中間管理職の配置

拠点等の確保に向けた取り組み

地域福祉の推進にあたっては、各地区と密着した場での事業の展開が重要である。相談や事業の実施拠点の確保について、指定管理、独自拠点の確保などを含め内部で検討を行う。

- ◆適宜、拠点整備委員会（仮称）の設置

経営目標③ 情報発信と情報収集の見直しと双方向の情報交換の試行**経営戦略****情報発信力を高める**

本会の様々な広報媒体が、どの住民層や関係機関を対象としたものか整理し、より分かりやすい情報発信、情報収集を行う。また、各種計画に沿った広報を実施し、法人として効果的な情報発信に取り組む。

- ◆各種広報媒体のターゲット層の整理とアプローチ方法の検討
- ◆地域福祉活動計画や基盤強化計画、年度計画に基づく広報の実施

双方向の情報交換の試行

情報発信だけでなく、情報の受けた側からの反応や返答を次につなげ、連携、協働することの重要性が高まっており、事業や活動への参加、相談しやすい情報交換の仕組みを試行的に導入する。

- ◆SNSなど、本会への参加や相談がしやすい新たな広報媒体の採用

経営目標④ 内部管理体制の確立と災害時にも対応可能な仕組みづくり**経営戦略****経営体制の整備と見直し**

- ◆法令等に基づいた内部統制のため決裁権限等を整備

リスク管理に関する体制

- ◆SNSの管理や個人情報管理関連の仕組み整備と管理強化
- ◆事故防止につながる取り組みの情報共有の実施
- ◆危機管理マニュアルと連携、連動した大規模災害時の事業継続計画の策定

コンプライアンス管理に関する体制

- ◆第三者委員や苦情解決体制の整備、活用（情報交換、研修等）

(2) 財務強化

現状と課題

本会の収入は、大きく分けて「民間財源」「事業収入財源」「公費財源」3つの財源に分かれています。

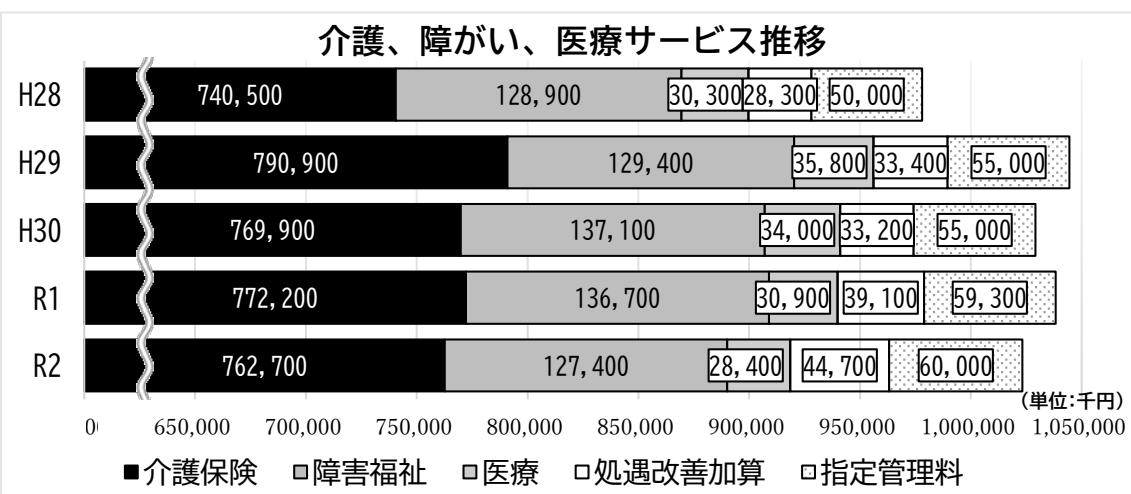
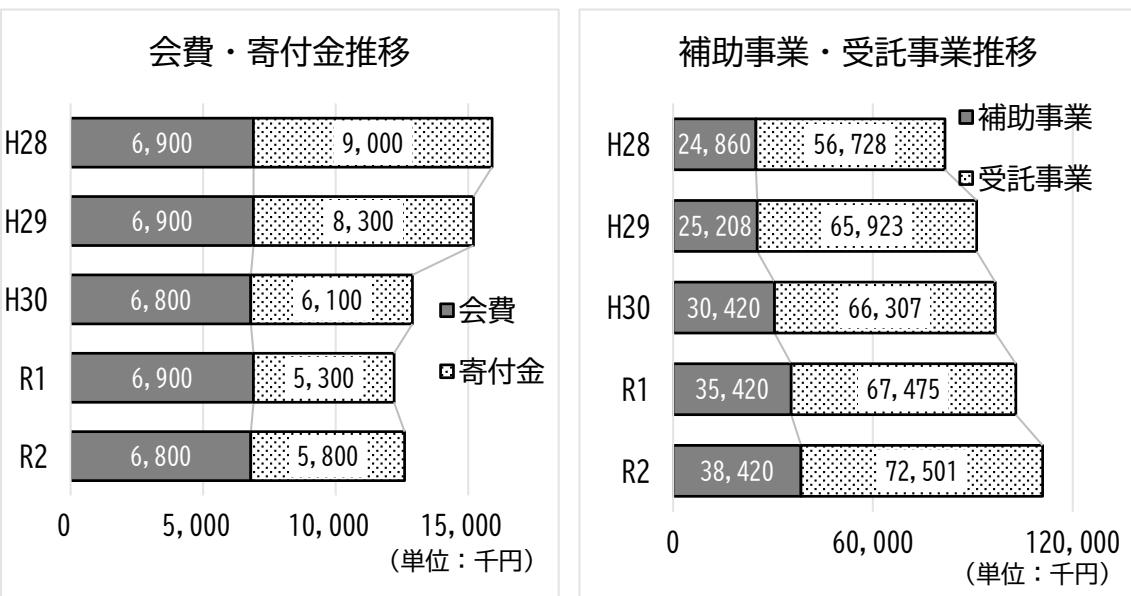
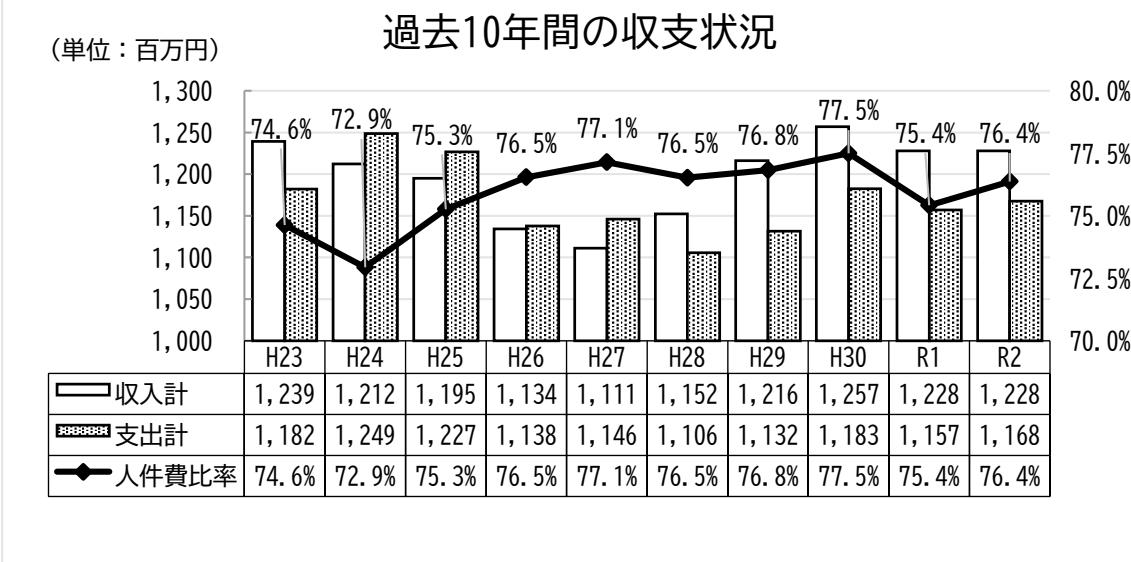
「民間財源」は社協の地域福祉活動を支える善意募金や共同募金配分金、社協の会員会費、寄付金があります。令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少はありましたが、実績はほぼ横ばいとなっています。様々な事業の周知や理解を得るための広報を行い、協力自治会数は増加の傾向にあります。

この「民間財源」は住民の協力を得て事業を行う本会事業の基本的な財源であることから、柔軟な発想を持ち、災害などの不測の事態に陥っても、住民への働きかけを継続し、影響や減少を最小限にすることが必要です。

「事業収入財源」である、介護保険、障がい、医療サービスの各事業が、本会の収入の約8割を占め、経営に大きな影響がある財源です。平成24年度から27年度にかけ赤字となり、大変厳しい状況が続いていましたが、平成28年からは黒字を確保することができ、安定した経営に必要な一定の運転資金も確保することができました。また、本計画の期間中は、所有施設の中間修繕時期にあたることから、資金計画を立てて、実施していく必要があります。

補助金、受託金などの「公費財源」は、三木市や事業の各委託元に対して、本会の役割を明確に示すとともに、責任ある事業受託者として、より住民の想いに寄り添った事業展開を積極的に提案することで安定的確保に努めます。

長期的に安定した経営を支える、財務管理においては、適切な経理処理が必要です。公共性の高い法人として、不正防止の取り組みや会計事務等のマニュアル化を進めていく必要があります。また、社会福祉法人制度や税制面の様々な改正も控えていることから、引き続き動向を注視し、早期に対応を取れるよう準備を行っていきます。



— 5年間の経営目標と経営戦略 —

経営目標① 繼続的、安定的な法人経営のための各種財源確保、強化

経営戦略
民間財源（会員会費、寄付金、募金等）の確保 既存の方法を継続するとともに新たな啓発・募集を実施する。 ◆インターネットを日常的に利用する層へ向け、ホームページやSNSなどを活用した啓発や募集 ◆寄付型のクラウドファンディングなど新たな手法の導入
事業収入財源（在宅福祉、医療サービス等財源）の確保 引き続き採算性を確保し、安定した持続可能な経営に努める。 ◆経営判断に資する分析資料の提供 ◆採算性を確保し、安定的経営の実施
公費財源（補助金、受託金）の確保 ◆補助金：事業の可視化、新しい事業、その他の財源確保の取り組みを説明することで、市等の理解を得て継続した財源確保に努める ◆受託金：事業の実施者として、確実な受託事業（指定管理を含む）の実施とより良い事業の実施に向けた提案を行い、継続した財源確保に努める

経営目標② 計画的な施設修繕と将来に向けた投資費用の確保

経営戦略
計画的な施設修繕等の財源の確保 地域福祉センター細川は平成26年3月に完成。建物の耐用年数は17年のため、適切な点検及び修繕を行う。 ◆細川の修繕費用の計画的確保
将来の投資費用の確保 ◆今後の新規事業の実施や拠点整備のための投資費用の確保

経営目標③ 適切な経理事務の遂行と制度改革への対応

経営戦略	
適切な経理事務の遂行	<p>経理規程、決裁規程等に基づく適切な経理事務を実施するとともに、複数職員が同一業務に携わるなど、内部けん制が働く仕組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職務ごとの経理事務に関する役割、確認項目の整理と手順の明確化 ◆会計担当職員（管理、監督職を含む）説明会の継続実施 ◆社会福祉法人会計の知識を高める研修等の実施（管理、監督職）
I C Tを活用した経理事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ◆経理事務の効率化に向け、現業務の整理と I C T 化の推進
制度改革への対応	<p>会計監査人制度、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）など本会への影響が大きい制度改革への適切な対応に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆会計監査人制度対応のため、内部統制構築の準備を進める ◆適格請求書等保存方式の対象事業者となるため適切に事業所登録を行い遅滞なく制度に対応する

クラウドファンディング

インターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、不特定多数の人々に広く支援を呼びかける手法又は仕組み。

会計監査人制度

公認会計士又は監査法人（公認会計士が共同して設立した法人）による外部監査。社会福祉法人の高い公益性と非営利性にふさわしいガバナンス等の確立を目的とする。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書」等の保存を必要とする制度。

内部けん制

会計等の業務を複数の職員に分担させ、相互にけん制させることにより、不正や間違いの発生を防止、発見させ、事務能力の向上を図る仕組み。

内部統制

理事会や評議員会、監事監査等、事業等のコンプライアンスの徹底などを含めた法人全体の管理体制が機能している状態のこと、または仕組み。

(3) 人材確保・育成

現状と課題

本会は令和4年3月現在、252名の職員が在籍しています。地域福祉を推進するため、各部署でそれぞれが多様な業務に就いています。

全国的に社会福祉に携わる人材の不足が大きな社会問題となっています。とりわけ介護職員については、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、2019年度の211万人より32万人多い、243万人の人材が必要との統計があります。

本会では、全職種で毎年30人前後の入退職者があり、通年で採用活動を行っている状況にあります。人材の確保と、採用した職員の職場定着が大きな課題です。働きやすい職場環境づくり、また本会職員であることや、現在の仕事に誇りが持てるような取り組みが必要です。

また、業務の多様化や、地域共生社会実現に向け、本会に求められる取り組みや社会の変化などに対応した組織改編に向けて、長期的な視点に立った人材育成に取り組む必要があります。

法人の安定的な経営を継続していくにあたり、管理職や監督職の資質向上や次の担い手となるリーダーの育成は、これから約5年間で取り組んでいかなければなりません。職場内外での研修の機会も大切ですが、日々の業務の中での成長を促すことができるよう全部署で取り組みを進めていきます。

(3) 人材確保・育成

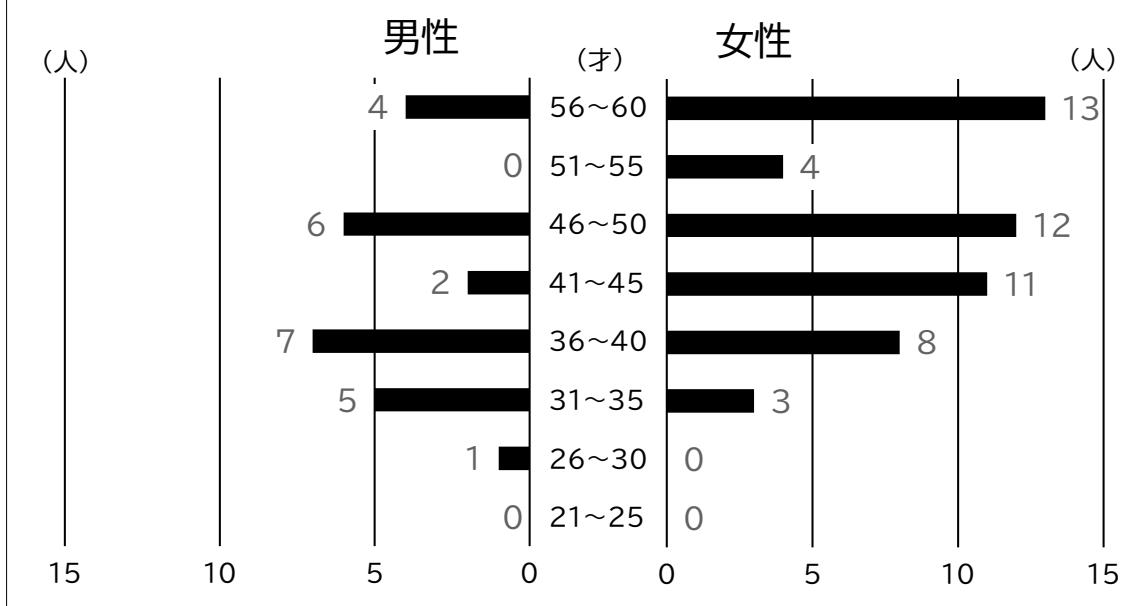
<職員配置人数表>

令和4年3月1日現在

部署名 \ 区分	計	正規	嘱託	パート	出向・派遣	管理職	監督職	主任級	備考
事務局長	1	0	0	0	1	1			
法人運営課	8	5	3	0	0	1	1		
ボランタリー活動プラザみき	8	2	6	0	0	1			
相談支援課	16	2	1	13	0		1		課長は事務局長兼務
地域生活支援課	192	53	66	63	10				
地域生活支援事業係	3	3	0	0	0	1			
地域福祉センター運営係	2	2	0	0	0		1		
ヘルパーステーション	29	4	1	24	0		1		
訪問看護ステーション	9	4	1	4	0		1	1	
地域福祉センター三木東	20	4	10	6	0		1		
地域福祉センター三木南	17	4	9	3	1		1		
地域福祉センター三木北	16	5	8	1	2		1	1	
地域福祉センター志染	16	6	5	4	1		1	1	
地域福祉センター細川	17	4	6	5	2		1		
地域福祉センター口吉川	20	3	7	7	3		1		
地域福祉センターひまわり	25	7	9	8	1		1	1	
地域福祉センター自由が丘	14	4	9	1	0		1		
出向（地域包括）	3	2	1	0	0		1		
出向（にじいろ）	1	1	0	0	0				
はばたきの丘	27	14	10	3	0		1	2	4
総合計	252	76	86	79	11		5	16	8

令和4年3月1日現在

正規職員年齢構成



— 5年間の経営目標と経営戦略 —

経営目標① 組織の価値観の醸成を図る

経営戦略

法人理念、経営理念の周知

組織の目指すもの、存在意義、価値観等で構成された理念を明示、周知し本会の職員の共通目的としていることで、強固な組織を作る。

- ◆オリエンテーションや研修の機会を通じ、周知徹底を図る

地域福祉全体を考慮し、主体的に行動できる職員の育成

多様化する地域生活課題に対し、組織が一丸となり、社協の総合力を発揮し取り組む必要がある。他部署と有機的につながり主体的に課題解決に取り組める職員の育成を目指す。

- ◆部署間の積極的な連携の機会づくり（計画策定、研修、新規事業の検討など）【再掲】

- ◆様々な部署を経験し、福祉分野全体に対し一定の知識がある職員を育成する

経営目標② 行動力と責任感のある職員育成のための環境づくり

経営戦略

管理職や監督職などリーダー層の育成

組織をマネジメントとする管理職や監督職においては、福祉の専門性のみならず人材マネジメント能力や財務管理能力も求められる。総合的に判断を行える職員の育成を計画的に実施する。

- ◆管理職や監督職に対する重点的な研修の実施

- ◆組織体制に応じた主任級の配置と育成

資質向上の機会づくり

職場内教育・研修（OJT）、職場外研修（Off-JT）、自己啓発支援（SDS）など、資質向上の基本である研修体制を整える。

- ◆職場内での業務を通じた資質向上ための教育の実施

- ◆職場外研修に参加しやすい職場環境づくり

- ◆職場外研修一覧の作成、対象となる職員の明示、記録

- ◆給与体系の見直しなど、キャリアパス構築に向けた取り組みを進める

経営目標③ 多様な人材の確保、定着、活躍のため、業務の整理や相談機能の強化を図る**経営戦略****ダイバーシティ推進への取り組み**

多様な属性の違いを生かし、個々の人才の能力を最大限引き出すことが社会全体で求められており、本会においても多様な人材が働く環境づくりを行う。

- ◆多様な働き方（派遣職員、副業、短時間や入浴、運転業務など）の受け入れに向け、各部署の業務のリスト化
- ◆多様な人材の受け入れに向けた研修や組織内での試行実施

職員の相談窓口機能の強化とハラスメントの防止

職員が悩みを相談できる場としてのメンタルヘルスカウンセラーや産業医への相談、職員の相談窓口の周知と法改正がされたハラスメント防止等の周知を行う。

- ◆ I C T を活用した相談しやすい仕組みの整備
- ◆ハラスメント防止研修の実施

職場内研修、職場外研修、自己啓発支援**職場内研修（OJT）**

日常業務を通じ、職員に対し実践的に個別指導、教育を行う。最も基本的な職員教育の場。

職場外研修（Off-JT）

職場外で職階や社会人としての基礎知識、技術を学ぶ（一般研修）、職務遂行に必要な専門知識を習得する（専門研修）などがある。

自己啓発支援（SDS）

自発的な自己啓発（SD）を職場として認め、何らかの支援、援助を行う仕組み（system）で、専門書の購入、講座の費用負担、受験費用の負担などがある。

キャリアパス制度

職員が、ある職位や役職に就くまでに辿る経歴（キャリア）や道筋（パス）を明確にする制度。どのような業務経験を積むのか、どの能力を身に着ければ目標とするキャリアに到達できるかの指標となるもの。

ダイバーシティ

直訳すると、多様性。もともとは、人権問題や雇用機会の均等などを説明する際に使用されてきた。経営においては、女性、外国人、高齢者、障がい者を含め、多様な人材を活かし、その能力を最大限に発揮させ、新たな視点を組み込み、組織の生産性や競争力を高める戦略として認知されている。

(4) 介護・生活支援サービス

現状と課題

本会は、市内11か所で介護、医療、障害福祉のサービス事業所を運営し、加齢や障がいなどで介護が必要な方、日常生活に支援が必要な方が安心して在宅生活を送れるよう様々な取り組みを行っています。

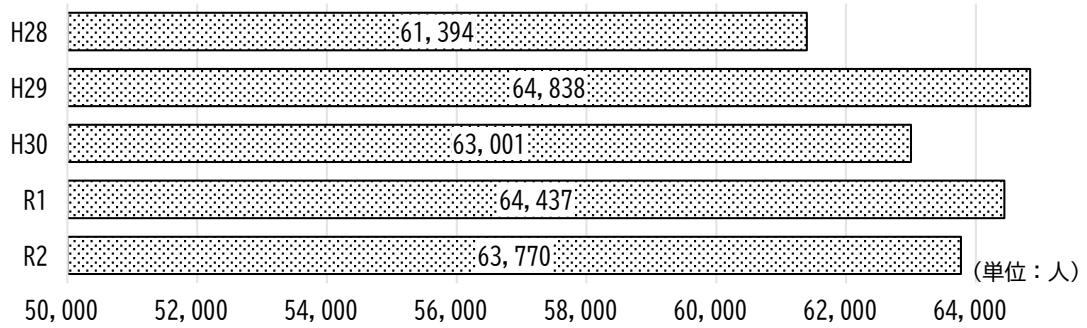
令和2年度の主なサービスの延べ利用者は、訪問介護、約16,800人、デイサービス、約63,000人、訪問看護、約6,300人、はばたきの丘、約10,600人でした。これらのサービスを毎日250人以上の方が利用しております、それぞれの地域での暮らしを支えています。

また、こうした事業の運営には200人以上の職員が携わっており、これは法人予算の収入割合とともに、法人全体の8割以上を占めています。

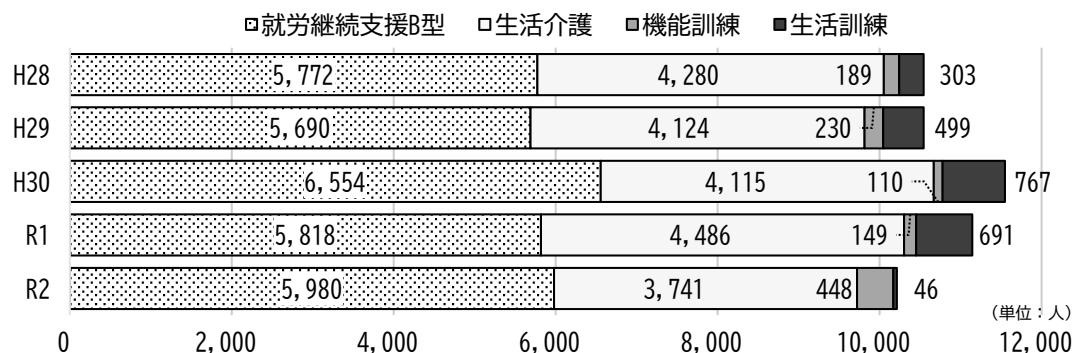
社協が行うサービス事業は、地域住民の在宅生活を支える大きな柱の1つであるとともに、法人の安定した経営基盤を支えており、今後も健全な事業運営を果たしていくことが重要です。

そのためには、効率的で効果的な運営により、経営面の安定、質の高いサービスの提供、利用者満足度の向上を目指すと同時に職員が働きやすい環境をつくり、地域になくてはならない事業所となれるようサービスを提供していく必要があります。

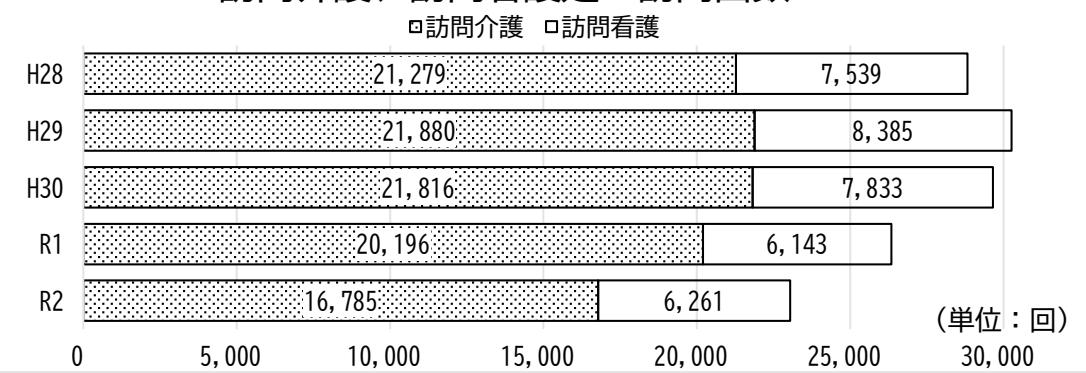
デイサービス延べ利用者数推移



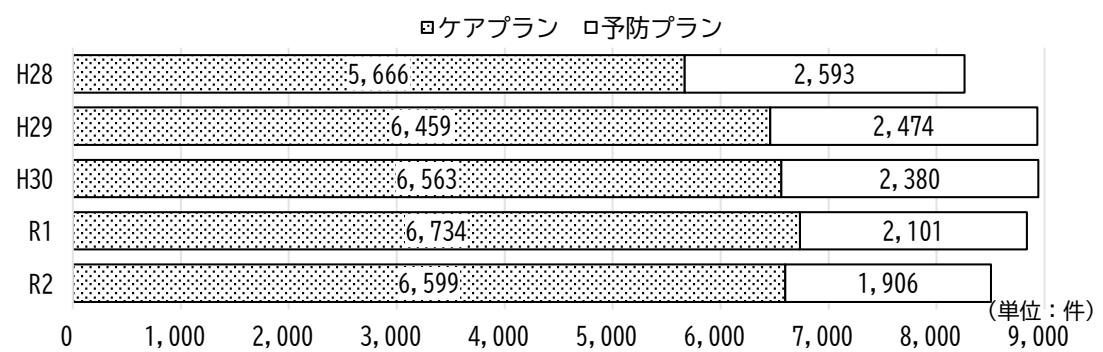
はばたきの丘延べ利用数推移



訪問介護、訪問看護延べ訪問回数



居宅介護支援プラン作成数



— 5年間の経営目標と経営戦略 —

経営目標① 創意工夫した効率的・効果的な事業運営と働きやすい職場づくり

経営戦略

効率的で効果的な業務の遂行

I C T の導入により、記録、情報共有、会議、研修等の業務の効率化を図るだけでなく地域と利用者の交流に活用するなど、効果的な業務の遂行につなげる。

また、福祉機器の導入により、業務の効率化と利用者の安全で安心なケアを行うとともに職員の腰痛をはじめとする身体への負担を軽減し、働きやすい職場環境をつくる。

- ◆ I C T の導入と活用方法の開拓
- ◆ 新たな福祉機器の試行導入

高い専門性をもつ職員の育成

福祉の専門職を育てるため、段階的に外部研修に派遣する。また参加した研修内容を職場で生かせる環境づくりを行い、誇りをもって継続して働く職員を育成する。

- ◆ 専門研修への派遣
- ◆ O J T 、伝達講習、内部研修等の計画的実施
- ◆ 職員フォローアップの強化

先駆的な取り組みの導入と発信

ニーズに即した取り組みを導入し、事業所間で情報共有する。また、関係機関が集まる会議の場や広報などでその取り組みについて紹介し、福祉サービスの向上につなげる。

- ◆ 制度サービスにない先駆的な取り組みの導入
- ◆ 地域や関係機関に向けた情報発信

経営目標② 地域と密着し、地域とともに運営できる事業体制**経営戦略****地域とのつながりを深める取り組み**

これまでも開かれた施設、地域と密着した施設となれるよう様々な取り組みを行ってきたが、今後、より一層、地域貢献を果たし、地域とともに運営できる事業体制の基盤を築いていく。

- ◆地域に密着した行事の開催と地域行事への参加
- ◆ボランティアの受け入れと活動の場の提供
- ◆運営委員、民生委員、区長等、地域の人たちとの関係強化

経営目標③ 在宅福祉サービス事業の中長期的なあり方の検討**経営戦略****三木市的人口推計を見込んだ事業のあり方を検討**

三木市の高齢者人口は2021年をピークに、その後は緩やかな減少傾向に転じるものその後期高齢者人口や要介護認定者数は今後も増え続けると予測されている。

これらの人口推計を地域ごとで見ていくとピークを迎える時期は新興住宅地や農村部などで大きく異なっており、各地域の実情に合わせた事業のあり方を検討していく。

- ◆拠点ごとの人口推移に合わせた利用定員数の見直し
- ◆ニーズはあるが拠点が存在しない地域での事業の検討

安定した事業経営の実施

介護、障がい、医療の制度サービス事業においては、報酬改定が行われるたびに加算の見直しが行われ、近年ではICT導入に対する評価加算や職員の勤続年数、資格取得率によって変動する加算など、内容が複雑化している。

安定した事業経営を継続させていくためには、これらの加算に柔軟に対応し、利用者に満足のいくサービスとして還元することが重要である。

- ◆職員の資格取得に向けた支援
- ◆新たな加算算定に向けた取り組み

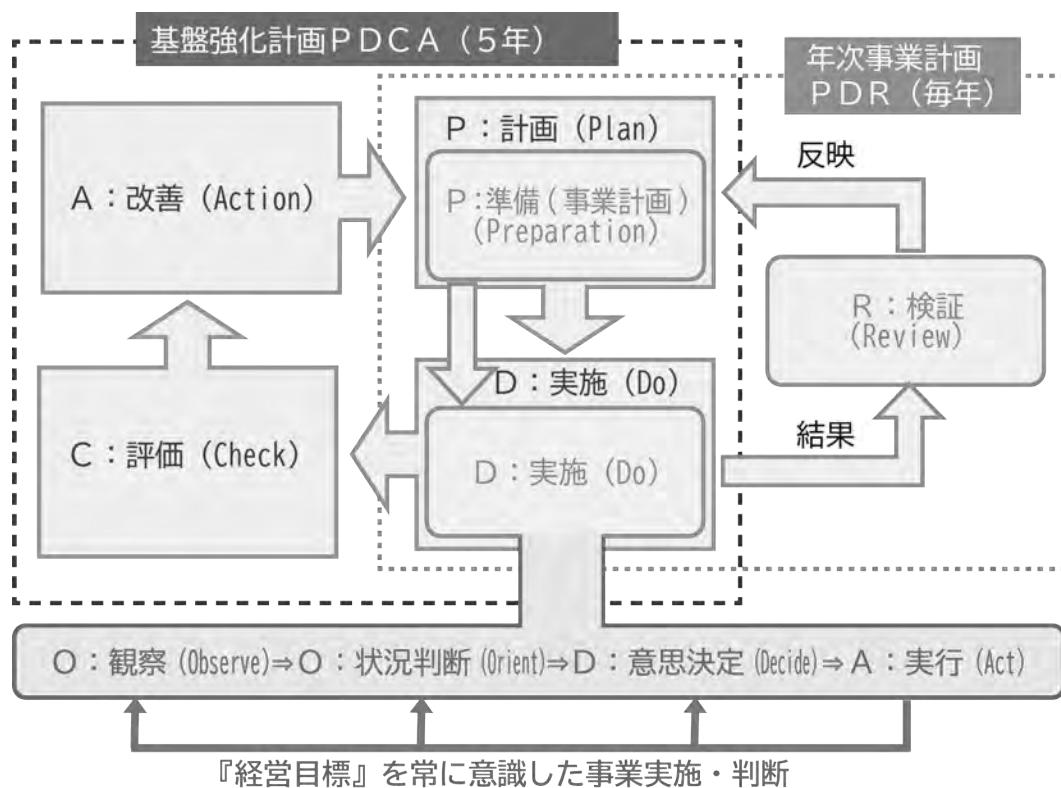
7 基盤強化計画の推進方法と評価・見直し

P D C A サイクルを基本に進行管理を実施し、迅速かつ柔軟な推進に努めます。

本計画をより具体化したものとして各年度の事業計画書を作成し、実行していきます。年度ごとに事業の進捗状況を検証し、また翌年度の計画を作成していきます（P D R サイクル）。

進行管理・評価については、部門別に市民代表が参画する各委員会において行います。

なお、短期的な見直しについては「O O D A（ウーダ）ループ」の考え方を取り入れます。昨今の社会情勢の激しい変化を鑑み、計画の経営目標を意識しながらも、社会情勢や地域の状況に応じて判断、実行していきます。



「P D C A」

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の頭文字を取ったもの。5カ年の計画期間をスパンとして業務の円滑な改善を実現するための枠組み。

「P D R」

Preparation (準備)、Do (実行)、Review (検証) の頭文字を取ったもの。年度ごとの事業の結果を踏まえて、次年度の目標調整をする枠組み。

「O O D A ループ」

Observe (観察)、Orient (状況判断・方向づけ)、Decide (意思決定)、Act (行動) の頭文字を取ったもの。各年度中に随時実施し、迅速な意思決定と行動を可能にする枠組み。

關係資料

1 社会福祉協議会の機能、事業 (市区町村社協経営指針より)

分類	機能、事業	主たる財源	
法人経営部門	<p>●法人経営部門は、適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務にあたる。</p> <p>法人運営（理事会、評議員会等）、財務運営、管理、人材育成、各種労務、リスク、コンプライアンス管理、広報など</p>	民間財源 公費財源 事業収入財源 ※各部門を支える。	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
地域福祉活動推進部門	<p>●地域福祉活動推進部門は、地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進する、地域福祉推進の中核的な役割を果たす。</p> <p>地域生活課題の把握、地域福祉活動計画の策定、政策提言、地域福祉推進組織の活動の推進・支援、各種ボランティア支援・育成事業、当事者組織の育成・支援、地域福祉財源の造成、赤い羽根共同募金への協力など</p>	民間財源 公費財源 事業収入財源 ※公益性が高く、同時に民間性が強い。	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/>
相談支援・権利擁護部門	<p>●相談支援・権利擁護部門は、地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護支援、情報提供・連絡調整の業務にあたる。</p> <p>日常生活自立支援事業、権利擁護（成年後見事業を含む）、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター事業、基幹相談支援センター、相談支援機関の連絡会など</p>	民間財源 公費財源 事業収入財源 ※公益性が高い。	<input type="triangle"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/>
介護・生活支援サービス部門	<p>●介護・生活支援サービス部門は、介護保険サービスや障害福祉サービス、行政からの委託・補助で行うその他のサービスを提供する業務にあたる。</p> <p>●その人らしい生き方・生活を尊重するため、必ずしも制度の枠にとらわれることなく、必要に応じて柔軟にサービスを提供する地域福祉型福祉サービスをめざす。</p> <p>介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、その他行政からの委託・補助で行う配食・移動支援事業など</p>	(制度サービス) 民間財源 公費財源 事業収入財源 ※原則、事業収入で事業を実施する。 (制度サービス外) 民間財源 公費財源 事業収入財源 ※公益性が高く、各事業内容により異なる。	— — <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/>

民間財源・・・会費、寄附金、募金等

公費財源・・・補助金、委託金等

事業収入財源・・・介護保険事業などの制度事業による収入

「○」主たる財源とするもの 「△」事業の性質により財源とするもの

「-」原則、財源としないもの

第1次基盤強化計画体系図と評価の一覧



3 基盤強化計画策定要綱

社会福祉法人三木市社会福祉協議会 基盤強化計画策定要綱

(趣旨)

第1条 三木市社会福祉協議会基盤強化計画（以下「計画」という。）は、三木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業運営、経営ビジョンと目標を明確化し、その実現に向けた組織、人材育成、財務に関する具体的な計画を策定するにあたり必要な事項を定める。

(計画の指針)

第2条 計画は、地域福祉推進を担う中核的な社会福祉法人としての責務を果たし、安定的、継続的な事業実施及び発展に寄与するため、実践的に行動するための指針とする。

(諮問及び意見の徴取)

第3条 本会会长（以下「会長」という。）は、計画策定に関する事を法人運営委員会に諮問することができる。

2 前項に関わらず会長は必要と認めたときは、次の各号に掲げる委員会等に、計画策定に関する意見を聴取することができる。

- (1) ボランタリー活動プラザみき運営委員会
- (2) 在宅福祉サービス検討委員会
- (3) 三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘運営委員会
- (4) その他会長が必要と認めたもの

3 第1項の諮問に関する答申は、法人運営委員会答申書をもって行う。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

4 第1項の諮問に関し、会長が必要と認めた場合は、法人運営委員会規則第9条の規定に基づき、委員以外のものに会議の出席を求めることができる。この場合、委員以外の旅費は法人運営委員会規則第8条の旅費に準ずる。

(所掌事務)

第4条 法人運営委員会の計画に関する所掌事務は、次の各号に掲げる事項の調査、検討とする。

- (1) 社協の基盤強化計画に関する事項
- (2) 三木市地域福祉活動計画との調整に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 前項に関する庶務は、法人運営課において処理する。ただし、第3条第2項に掲げる意見の聴取を行った場合は、各委員会等を所管する部署において処理することができる。

(計画の期間)

第5条 この計画の期間は、5か年とする。

(相関)

第6条 計画策定にあたり、三木市地域福祉活動計画との連携を図るものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画の策定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（制定）（令和3年6月30日 会長達第365号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

4 基盤強化計画の沿革

名称 第1次三木市社会福祉協議会基盤強化計画

期間 平成29年～令和3年

<取り組んだ項目及び目指すべき方向性>

項目	目指すべき方向性
組織経営	◇社会福祉法人としての在り方や経営の質が求められる時代に対応できる組織体を目指す ◇社会福祉法人の中でも、“地域福祉の推進”を使命として位置づけられている法人として、社会的責任を果たす安定した運営を行う ◇地域福祉計画や各福祉計画を推進する三木市との連携を図る
財務強化	◇介護保険事業収入、障害者福祉事業収入、会費 収入等の自主財源の安定確保と経費の見直しによる全体収支の均衡を保つ ◇継続的な事業活動や法人の信頼性の確保など、健全な財務規律の確立 ◇事業の効率性・効果性を高める
人材確保・人材育成	◇法人理念を理解し、地域住民とともに地域の課題解決を目指す職員づくり ◇キャリア（職業・技能上の経験や経歴）に応じたスキルアップができる体制づくり ◇行動力と責任感のある職員として、主体的な成長を目指す
在宅福祉・医療サービス運営	◇利用者満足度を高める質の高いサービスの提供 ◇事業所ごとに特色を出し、魅力のある事業運営に取り組む ◇多職種との連携による生活課題の解決を目指す

5 第2次基盤強化計画策定の経過

(法人運営委員会)

上段／回 下段／日	主な審議事項	参加 人数
第1回 8月3日	●第2次社会福祉協議会基盤強化計画の策定について ・策定に向け計画の役割、策定スケジュール ・意見交換	5名
第2回 9月3日	●第1次社会福祉協議会基盤強化計画の評価について ※緊急事態オンラインミーティングで開催 ・第1次基盤強化計画の評価の説明 ・全国的な福祉情勢の変化について ・評価内容について意見交換	4名
第3回 11月4日	●第2次基盤強化計画の概要について ●将来の本会のあるべき姿について ・計画全体の骨子案の説明 ・本会が現状抱える課題の説明 ・将来の本会のあるべき姿について委員によるグループワークの実施	5名
第4回 1月14日	●第2次基盤強化計画の素案について	5名

(在宅福祉サービス検討委員会) ※計画に関する回、内容のみ抜粋

上段／回 下段／日	主な審議事項	参加 人数
第1回 11月9日	●第4次地域福祉活動計画について ・社協の計画に対する評価について	7名

(はばたきの丘運営委員会) ※計画に関する回、内容のみ抜粋

上段／回 下段／日	主な審議事項	参加 人数
第2回 10月26日	●地域福祉活動計画について	11名
第3回 2月22日	●第2次基盤強化計画進捗状況報告 ●第4次地域福祉活動計画進捗状況報告	11名

6 三木市社協のあゆみと国の動き

年	三木市社協のあゆみ	国の動き
昭和29年	三木市社会福祉協議会設立 (三木市福祉事務所内、事務局長は三木市福祉事務所長が兼務) 共同募金、歳末たすけあい活動開始	厚生年金保険法改正(定額部分の導入、支給開始年齢60歳への引上げ)
昭和31年		家庭養護婦派遣事業を開始
昭和33年		国民健康保険法改正(国民皆保険)
昭和34年		国民年金法(国民皆年金)公布
昭和35年		精神薄弱者福祉法公布
昭和36年	心配ごと相談所開設	児童扶養手当法公布
昭和37年		社会福祉協議会基本要項発表
昭和38年		老人福祉法公布
昭和39年		母子福祉法公布
昭和40年	会費徴収規程制定(現会員規程)	厚生年金法改正(1万円年金、厚生年金基金) 母子保健法公布
昭和41年		国民健康保険法改正(7割給付実現)
昭和42年	地区福祉委員制度発足	
昭和43年	法人登記	
昭和44年		寝たきり老人に対する老人家庭奉仕員派遣制度 厚生年金保険法改正(2万円年金)
昭和45年		社会福祉施設緊急整備5カ年計画策定 心身障害者対策基本法公布
昭和46年		児童手当法改正
昭和47年	善意募金活動開始	

昭和48年	葬祭具貸出事業開始	老人医療費無料化（70歳以上） 健康保険法改正（家族7割給付、高額療養費）年金制度改革（5万円給付、物価スライド制の導入）
昭和51年	各種ボランティア養成講習の取り組みが始まる	
昭和54年	福祉機器貸出開始	
昭和55年		デイサービス事業、ショートステイ事業の実施
昭和56年		児童福祉法改正（延長・夜間保育の実施） 国際障害者年初年度
昭和57年		障害者対策に関する長期計画策定 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃）拡大 老人保健法公布
昭和58年		国連・障害者の10年 市町村社会福祉協議会法制化
昭和59年		健康保険法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 年金制度改革（基礎年金導入等）
昭和60年		医療法改正（医療計画） 児童手当法改正
昭和61年		老人保健法改正（老人保健施設）
昭和62年		社会福祉士及び介護福祉士法成立 精神保健法（人権擁護と社会復帰、精神衛生法の題名改正）公布
昭和63年		国民健康保険法改正（高医療費市町村における運営の安定化）
平成元年		年金制度改革（完全自動物価スライド制、国民基金） ゴールドプランの策定

平成2年		国民健康保険法改正(保険基盤安定制度の確立) 老人福祉法等福祉関係8法改正
平成3年	ふれあいネットワーク事業推進始まる	老人保健法改正（老人訪問看護制度）
平成4年	三木市ボランティアセンターを設置	健康保険法改正(中期財政運営の導入) 医療法改正（医療提供の理念の規定）
平成5年		国民健康保険法改正(財政安定化支援事業の制度化) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 精神保健法改正 障害者に関する新長期計画
平成6年		21世紀福祉ビジョン 地域保健法（保健所機能の強化、保健所法の題名改正） 健康保険法等改正(入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添い看護の解消) 年金制度の改正(60歳前半の老齢年金の見直し) エンゼルプランの策定 新ゴールドプランの策定
平成7年	リフトカー貸出事業開始 市民ふくし相談所開設(心配ごと相談所から名称変更)	精神保健及び精神障害者に関する法律(精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健法の題名改正) 国民健康保険法改正（保険料（税）軽減制度の拡充） 障害者プランの策定
平成8年	視覚障害者とボランティアとの交流会（鈴の音交流会）開催	厚生年金保険法改正(被用者年金制度の再編成) 基礎年金番号の実施

平成9年	第1回みきボランティアフェスタ開催	児童福祉法改正健康保険法等改正 介護保険法制定医療法改正 社会福祉基礎構造改革中間報告
平成10年	小地域福祉活動研究大会(現地域福祉活動研究大会) 開催 ふれあいいきいきサロンモデル事業開始	特定非営利活動促進法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
平成11年	福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業) 開始	
平成12年		介護保険法施行 社会福祉法の施行(社会福祉事業法の改正、「地域福祉の推進」が目的に明示) 児童虐待の防止に関する法律
平成14年	まちの子育てひろば事業開始	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 支援費制度
平成15年		次世代育成支援対策推進法施行
平成16年		改正DⅤ法施行
平成17年	三木市ファミリーサポートセンター事業受託 吉川町社協と合併 行政とボランティア、市民活動者との「協働会議」開始	発達障害者支援法施行改正児童福祉法施行
平成18年	三木市福祉有償運送サービス事業開始	改正介護保険法施行障害者自立支援法施行 高齢者虐待防止・介護者支援法施行
平成19年		新バリアフリー法

平成20年	不要入れ歯リサイクル運動を開始 三木市福祉公社と統合 介護・看護サービス事業を開始 市立障害者総合支援センター開設 準備室設置 三木市立市民活動センター運営を受託	後期高齢者医療制度施行 護従事者等の人才確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」の施行
平成21年	障害者自立支援事業開始 三木市指定管理者制度(三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘) 「三木市ボランティアセンター」を 「ボランタリー活動プラザみき」に 名称変更	改正医療制度 改正介護保険制度施行
平成22年	あんしんサポートデスクモデル事業開始 葬祭具貸出事業廃止 子ども会活動支援「あそびのクリエーター派遣」開始 「声の図書貸出事業」開始	改正雇用保険制度施行 税制改正
平成23年	東日本大震災支援活動 東日本大震災災害復興支援金募金活動 三木市高齢者ボランティアポイント事業受託（施設活動のみ対象）	障害者虐待防止法成立 改正障害者基本法成立 改正障害者自立支援法施行
平成24年	三木市指定管理者制度 (市内の7箇所の市立デイサービスセンター・在宅介護支援センター及び市立障害者総合支援センターはばたきの丘)	改正介護保険法施行
平成25年	台風18号被災地支援活動（南丹市）	障害者総合支援法施行
平成26年	丹波市豪雨災害支援活動 ふれあいサロン登録事業を開始 地域福祉センター細川開所 「ボランタリー活動記章贈呈事業」	

	開始	
平成27年	三木市高齢者ボランティアポイント事業（地域活動も対象となる） 三木市成年後見支援センター事業受託	改正介護保険法施行（要支援1・2が介護保険サービス対象外）（地介護保険制度の地域支援事業を拡充 生活困窮者自立支援法施行
平成28年	善意銀行規定を改正「みき善意銀行」と改名し、共感ファンドを導入 熊本地震支援活動 三木市高齢者ファミリーサポートセンター受託 共同募金運動の期間拡大	障害者差別解消法施行
平成29年	1月より生活支援体制整備事業第2層生活支援コーディネーター配置受託（1名） 声の図書を中央図書館にコーナー開設	改正社会福祉法施行 民生委員制度創設百年 社会保障審議会で「8050問題」審議
平成30年	障害者発達支援センターにじいろへ職員出向 平成30年7月豪雨支援活動 青年会議所と災害時相互協力協定を締結（毎年更新）	西日本豪雨災害
令和元年	copeこうべと食料等の無償提供に関する合意締結（子ども食堂等を運営する団体への支援）	改正優生保護法 労働施策総合推進法改正（パワハラ防止法） 幼児教育・保育の無償化
令和2年	新型コロナウイルスの影響により様々な事業を縮小。新しいつながり方の模索（ボランタリーフェスタなど）	新型コロナウイルス蔓延
令和3年		新型コロナウイルスの影響続く 重層的支援体制整備事業開始

= 計画作成・発行 =
社会福祉法人
三木市社会福祉協議会

(所在地) 〒673-0413
三木市大塚1丁目6番40号
(三木市総合保健福祉センター2階)
(電 話) 0794-82-4043
(H P) <http://www.miki.or.jp/>